

最終更新日：2008 年 5 月 29 日

日本紙パルプ商事株式会社

代表取締役社長 松谷 克

問合せ先：総務部総務課 電話：03-5201-6205

証券コード：8032

<http://www.kamipa.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、透明性の高い意思決定プロセスの確立、経営の監視・監督機能の充実及び適時適切な企業情報の開示が重要であると認識しております。

今後も、事業活動を通じてCSR(企業の社会的責任)の実践に努め、経営の透明性を高めることで、コーポレート・ガバナンスを強化し、株主・取引先・従業員などすべてのステークホルダーにとって「魅力・信頼ある企業」を目指します。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子製紙株式会社	16,389,722	10.9
みずほ信託退職給付信託日本製紙口再信託受託者資産管理サービス信託	14,020,000	9.3
株式会社みずほ銀行	6,986,928	4.6
株式会社三井住友銀行	5,036,483	3.3
日本紙パルプ商事持株会	4,619,111	3.0
中央三井信託銀行株式会社	3,270,000	2.1
株式会社十六銀行	3,215,000	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,014,000	2.0
紀州製紙株式会社	2,614,000	1.7
中越パルプ工業株式会社	2,584,399	1.7

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
(連結) 従業員数	1 0 0 0 人以上
(連結) 売上高	1 0 0 0 億円以上 1 兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	1 0 社以上 5 0 社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(該当無し)

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	22 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 (※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
篠田和久	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
篠田和久	王子製紙(株)代表取締役社長	当社の主要株主、主要仕入先である王子製紙(株)の社長であり、製紙会社の経営者の立場から経営諸施策全般についての助言と業務執行の監視・監督機能の強化を期待して選任しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

直前事業年度における取締役会への出席状況は次のとおりであります。

篠田和久 19年6月就任後取締役会 11回のうち7回に出席

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人の監査開始時に監査方針について協議し、監査報告書提出時に監査の結果について報告を受けております。
また、会計監査人は、監査において重要な事項が明らかになった際は、監査役会に適宜報告しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、日常的に双方向の情報交換を行うとともに、監査役の監査計画と内部監査計画のすり合わせを行うなど、監査の相互補完・効率性の観点から、連携し、監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係（※1）								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
森本勝	他の会社の出身者					○				
吉村正貴	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
森本勝	関連会社の東京産業洋紙株式会社専務取締役に就任しております。	客観的な立場から適切な監査を実施できると考え選任しております。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
吉村正貴	東京弁護士会に所属しております。	法律知識に基づいて当社業務執行の適法性確保のため、有益であると考え選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

直前事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況は次のとおりであります。

森本勝 取締役会 15 回、監査役会 15 回の全てに出席

吉村正貴 19 年6月就任後取締役会 11 回、監査役会 10 回の全てに出席

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ当社では、取締役としての役割を十分果たしていると考え、採用しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

法令に定める基準により開示しております。

【 社外取締役（社外監査役）のサポート体制 】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや専任の担当者は、設置しておりません。

なお、スケジュール管理等を管理本部秘書室が担当するほか、必要に応じて業務執行部門が補佐を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社及び当社グループの経営及び業務執行に関する重要事項については、「経営会議規程」に基づき、代表取締役及び当
取締役で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、経営会議での十分な討議、審議を経て、原則毎月1回（必要に応じて随時）
開催する取締役会に諮り、決定しております。

業務執行については、「組織及び職務権限規程」において定められたそれぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能とな
る体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、半期予算を策定し、その達成に向け具体案を立案し、実行しております。

コンプライアンスを含むCSR対応につきましては、全社CSR委員会において具体的な計画を策定し、当社及び当社グループに
おいて周知徹底するよう取り組んでおります。

当社における当社グループの管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき全社及び個別・地域ごとの管理者を置き、重
要事項については事前に当社代表取締役の承認を得るとともに、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うものとしており

ます。

当社では、このほかに当社グループを含めた投資政策を検討する投資検討委員会、及び当社不動産の一元管理を行う不動産管理委員会を設置し、各々課題に対応しております。

内部監査につきましては、業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監視し、社長へ報告しております。

監査役は、取締役会のほか重要会議に出席し、取締役会の職務執行を監視する体制をとっております。また、関係会社の業務や財政状態の定期的な調査等、監査役会の機能の強化に取り組んでおります。

会計監査人は、八重洲監査法人与監査契約を結び、法令に基づく会計監査を受けております。平成 20 年3月期における業務執行社員は、久具壽男氏(代表社員)、齋藤勉氏(代表社員、継続監査年数 10 年)、三井智宇氏の3名であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に向けて検討中であります。
電磁的方法による議決権の行使	検討中であります。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	決算短信及び中間決算短信公表後に実施しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	東京証券取引所で開示した資料を、速やかに当社ホームページにて閲覧可能な状態にしております。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	特定の部署は設置しておりませんが、管理本部で担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ	すべてのステークホルダーとの信頼関係を確立し、維持することがCSRの基本であるとの認識のもと「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」にその旨を定め、取り組んでおります。

いて規定	
環境保全活動、 C S R 活動等の実施	環境保全活動については、2001 年 1 月に ISO14001 の認証を取得以来、環境マネジメントシステムの実践に取り組んでおります。当社は、省エネルギー・省資源・廃棄物排出量の削減及び再資源化、グリーン製品の優先調達のほか、古紙再資源事業の強化、再生紙及び環境配慮型商品の需要拡大、環境イベントの継続的な開催などを実践しております。 C S R 活動については、2005 年 4 月から活動を開始し、毎年策定する全社 C S R 取組計画・部門取組計画を着実に実践するとともに、2007 年度からは当社グループ全体の活動と位置付け、取り組んでおります。 C S R 活動や環境保全活動につきましては、「社会・環境報告書」に取りまとめ、ホームページ等に掲載し公表しております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策定	当社は、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」において、積極的な情報開示を定め、株主を含めたすべてのステークホルダーに対し、企業情報を積極的かつ公正に開示し、社会とのコミュニケーションに努めることとしております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において決議いたしました「内部統制システム整備に関する基本方針」を、平成 20 年 5 月 28 日開催の取締役会決議にて以下のとおり改訂いたしました。

当社では、事業活動におけるリスクの低減と、適正かつ効率的な業務を確保するためには、実効性のある内部統制システムの整備が重要な経営課題であると考えます。

この考え方にに基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し実践するとともに、進捗状況のモニタリングを継続的に行い、企業価値の更なる向上を目指す所存です。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の基礎として、当社及び当社グループの役職員の行動規範として「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、経営者が率先垂範するとともに当社及び当社グループへの周知徹底を図り、CSR活動に則った事業活動を推進する。
- ②コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を最高責任者とする「全社CSR委員会」(取締役で構成)及びその下部組織として「部門別CSR委員会」(各本部、支社の役員・従業員で構成)を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

CSR活動については、以下の4項目を重点課題とし、年度毎に取組計画を策定、見直しを行い、当社及び当社グループ全

体で取り組む。

1)コンプライアンスの徹底

2)自由で公正な取引の徹底

3)環境保全活動の徹底

4)リスク管理の徹底

③取締役会については、「取締役会規程」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

④監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。

⑤取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

⑥法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、従業員等が直接相談、通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「企業倫理ヘルプライン運営規程」に基づき運用を行う。

⑦財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。

⑧内部監査部門として業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思決定に関する文書については、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。

②情報管理については、「情報管理規程」において情報管理の基本指針、情報管理体制を規定し運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの利用について、社内規程を定め適切に管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に基づき、全社CSR委員会の下部組織として管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、リスクの低減に継続的に取り組む。

②当社の経営や事業等に多大な悪影響を及ぼす恐れのあるリスクが顕在化した際は、「リスク管理基本規程」に基づき、社長を最高責任者とし管理本部長を委員長とする危機管理委員会を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①「取締役会規程」の定めにより、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

②当社の経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定を行う。

③業務執行については、「組織及び職務権限規程」において定められたそれぞれの責任者が、適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、半期予算を策定し、その達成に向け具体策を立案し、実行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置き、全社CSR委員会が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。
また、当社グループの全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。
- ② 当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事項については、当社への事前承認制度による子会社経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループ会社の管理を徹底する。
- ③ 当社グループにおいて、当社からの不当な指示等、コンプライアンス上問題がある場合には、当該グループ会社のコンプライアンス推進担当者が当社監査役に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。監査役補助者の報酬・処遇その他人事のほか独立性を確保するための事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役または使用人に説明を求めることができることとする。
- ③ 取締役及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ④ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。また、必要に応じ監査役・会計監査人・内部監査室との意見交換会を開催する。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況】

(1) 当社グループの考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、毅然とした態度で臨むことが、企業としての使命であることを基本姿勢とし、当社グループ企業行動憲章にその旨を定め、当社及びグループ会社の役職員に周知徹底を図っております。

(2) 整備状況

上記当社グループの考え方を実践するため、当社グループ役職員行動基準において、反社会的勢力に対する行動基準を以下のとおり定めております。

- ① 反社会的勢力とは、一切関係を持たず、利用しない。
- ② 反社会的勢力からの不当な要求には、毅然とした態度で臨み、金銭を渡したり便宜を図ることは一切しない。
- ③ 万一、反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受ける恐れがある場合は、管理本部総務部に報告され、リスク管理委員

会が顧問弁護士及び警察などと連携をとり対応する。

また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に参加し、情報の収集に努めるとともに、所轄警察署や顧問弁護士と連携を図り、不測の事態に備えております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

現在のところ、事前の防衛対策は実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

経営管理組織図

平成20年3月31日

